

「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」の作成について

令和7年10月30日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の9第2項の規定による「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」の作成に先立ち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」を作成し、東京電力ホールディングス株式会社に提示しましたので、お知らせいたします。

<別紙> [廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針](#)

お問合せ先：

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

廃炉総括グループ

菊島・天野

03-5545-7104